

計画認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体(複数建築物の認定)
- 2 計画の評価方法 非住宅部分:
(申請の該当する□にレを記入) □ モデル建物法 □ 標準入力法等
- 3 手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 (住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入)	住宅部分の 床面積の合 計 □ 共用部 分を除く	別表4 3の(1)のイの (イ)のa m ² 円(a)	別表4 3の(2)のイの (イ)のa 円(A)
	非住宅部分 の床面積の 合計	別表4 3の(1)のイの (イ)のb m ² 円(b)	別表4 3の(2)のイの (イ)のb 円(B)
	合計	(a) + (b) m ² 円	(A) + (B) 円
他の建築物	合計	(c) m ² 円	(C) 円

合計 _____ 円

(注意)

- 「別表4」とは、西東京市手数料条例別表第3の4の部を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に西東京市手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 金額(c)及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。